音楽著作権について

一、日本音楽著作権協会との闘い

１．音楽著作権法の変遷

明治32年に制定された「旧著作権法」は、昭和46年１月１日（1971年）大幅に改正された。その時、混乱を避ける為「附則14条」が設けられた。

これは「出所の明示を行うことを条件に自由利用が認められてきた」経過措置であり、それ迄徴収してなかった業種への猶予期間でもあった。

但し書きとして「フロアーにおいて客にダンスをさせる営業は適用されないものとする」とされ、キャバレー、ダンスホール、その他の営業としてダンス教授所も適用されない、と文化庁、日本音楽著作権協会は認定していた。

ダンスを教授する営業！ 風適法の改正時と同様、何故主張しなかったのか。今は、その経過措置も終了し全ての業種で著作権料を徴収されている。（㊟ 1）

著作権法改正当時は、未だ「風営法」でも、ダンス教授所はキャバレー、ダンスホールその他の営業の中に入れられていた為に、音楽著作権でもバレー、ジャズ・ダンス、タップダンス、エアロビクス等と異なり、経過措置も適用されず、最初から徴収されていたのである。

その間、日本音楽著作権協会（以後、「JASRAC」と称す）が設立され、文化庁の管轄下で各種規定を作成・運用されることになる。

２．ダンス教授所の著作権使用料について

著作権物使用料規定実施細則の承認（昭和46年６月15日承認）

３人まで1,500円、６人まで2,500円など。昭和52年まで東京社交舞踏教授所協会（高岡弘理事長）、東京教授所組合（片瀬勝三理事長）と合意、契約。

昭和53年４月「定員数」「入場料」「演奏時間」による契約変更申し入れ。

昭和61年８月　別表８の社交ダンス教授所の「教師数」「30分間の料金」に区分変更を申し入れ、既契約者はそのままの料金に据え置くことで同意され、以後、新たに入会する者のみ値上げされた。

何故、自分達だけそのまま据置、後からスタートする所は高額にしたのか？

この様なずるいやり方で、結局は後で全ての教室の値上げにつなげたのがJASRACの方法であり、その事に気がつかなかったのが教授所側であった。

例えば、1～5人 3,000円、6～9人 4,000円、10人以上 5,000円

現在の規定は、30分の教授料、教師の人数、広さなどで決められている。

その為に、何時の間にか高額な著作権料を支払わされているのである。

本来、全国的な組織と合意してから料金の変更が行われるべきであったが、当時の東京の２協会との話し合いだけで決定したものであった。

３．著作権等管理事業法について

平成 13 年 10 月 1 日（2001 年）著作権等管理事業法が施行され（㊟ 2)、JASRAC が提出した著作権使用料規定が文化庁にて承認された。(㊟ 3)

現在、音楽著作権は、作曲家が死後 50 年間経過するまで権利が認められている。(国によっては 70 年とされているところもあるが…)

言い換えれば、死後 50 年間以上経過している曲で C.D.を製作し使用すれば、著作権料は発生しないことになる。(P.D.曲という。著作権が消滅した曲)

但し、編曲者や歌手、プレーヤー、レコード製作会社はその製作した C.D.の権利を持つ。(隣接著作権という)

P.D.（著作権の消滅した曲）は現在でも何千曲とあり、当然、毎年、作曲家が死後 50 年経過した時にその作曲家の曲が P.D.曲となる訳である。クラシックや各国の民謡は殆どが P.D.曲であり、リズムやテンポ等アレンジさえすればダンス音楽として立派に通用するものが多い。また、自分で作曲すれば、当然著作権は自分のものとなり、JASRAC は関与できない。

株式会社「舞サウンド」(現在はもう無いが) は自社で作曲・製作している。

また、JASRAC が管理していない曲はわが国や世界に数多くあり、現在ダンス教室で使用している曲の半数程度がそれにあたっているとの報告もある。

次の問題点は、法律の改正により、著作権等管理事業法では、JASRAC だけでなく、新たに管理事業者として申請すれば、同様に著作権料の徴収業務を行うことが出来、既に、三つの事業者が認可を受けているとのことである。

（ 韓国映画でヒットした「冬のソナタ」の主題歌をワルツに編曲して C.D.にした会社が法外な料金の支払いを他の管理者に求められた、との事である。)

即ち、可能性としては、JASRAC 以外からも将来、著作権料の支払いを求められることも考えられるのである。(文化庁、著作権課の担当者の意見)

舞サウンドは、入会金と会費をとり、会員に C.D.を販売している。会員がその C.D.の音楽を使用するにあたって著作権料を徴収しないとの契約である。

㊟１．ダンス教室は「客にダンスをさせる営業」ではなく「客にダンスを教授する営業」である。当時の「協会」「組合」の担当者はそれを認識していたのであろうか。即ち、バレエやジャズダンス、エアロビクス等は今でも著作権料は支払っていない…。

㊟２．著作権等管理事業法が制定（平成 13 年 10 月 1 日）される前は、必ずしもダンス教授所の営業に著作権料が発生するとは言い切れないところがあった。著作権料は、購入した C.D.に含まれていて、二次使用料についての規定が不明確だったのである。

㊟３．規定料金を変更又は新設
する時は、提出する前に関係団体の同意を得なければならない事になっているが、ダンス業界の同意を得ていなかった事も問題であった。

4. 名古屋の民事訴訟

ご存知の方も多いとは思うが、JASRAC は、愛知県の７教室に対して、総額 5,130 万円、平均して 733 万円余りの支払いを求める裁判を提起した。

法律を新しくし、業者を使って７軒の営業者が JASRAC の管理曲を使用してきた証拠を集め、万全の態勢で、再度訴訟に持ち込んだものである。

判決は前もって想定された通り、著作権協会に有利なものとなった。

JASRAC は、平成 13 年 10 月の法律改正以前にも、名古屋地裁に提訴したが、自らそれを引き下げたことがあった。

愛知県の教室は、それを自分達が勝った、と思ったとしたならば、大きな誤算であった。JASRAC は、文科省によって法律を改正し、証拠として業者に依頼､客を装ってテープレコーダーを持ち込み､JASRAC の管理曲を収録、それに時間と営業日数を掛けたものを裁判所に提出したものであろう。

常識的に考えて、名古屋の JASRAC が一度提訴を引き下げたのは、当然それだけの根拠・証拠が無かったからであることは明らかであった筈である。今から言っても遅いが、「著作権等管理事業法」（平成 13 年 10 月 1 日）が施行された時、何故もっと良く内容を検討してみなかったのであろう。

また、その内容の新しい法律では、自分達の分が悪いと気づいたならば、何故、少なくともその時点から著作権を支払わなかったのであろうか？

後で聞いたならば、JASRAC は「10 数年前からの料金も一緒に支払わないと受け取れない」と受け取りを拒否したのだそうである。(聞いた所によると) それならば、法務省の支局（名古屋ならば少なくとも数か所はある筈）に他の教授所が支払っている料金に近いものを供託（注 4）しておけば、この様な悲惨な目には合わなかったと思われる。実際に判決は、JASRAC が求めていた十数年前までは完全には認めず、著作権等管理事業法が施行されてから決着するまでの期間、過去３年間（36 か月）プラス係争期間で合計 42 カ月分となった。即ち、法律が改正された後は、「自分達も支払う意思がある」との意思表示があれば､(供託していれば) 裁判でも有利な状況になった筈である。

名古屋の７軒のスクールは、判決を不服として、４月３日に控訴した。

○ 著作権法の第 22 条に「著作権は、著作物を、直接、公衆に聞かせることを目的として、演奏する権利を有する。」とあり、多数（50 人以上）でない限り、演奏権を持たず、支払い義務は生じない。」との骨子であったが、当然 J.A.S.R.A.C.側はそれをカバーする条文を新しい法案に入れた筈であった。

(注 4)供託金＝法令の規定により法務省などの供託所に寄託された金品。他のスクールと同程度、但し、団体割引・期日前の割引（28%）は無いであろうが。

後に、私が自身 JASRAC に行く様になって直ぐに「著作権等管理事業法の第 13 条の第２項には、法律又は使用料を変更する時は、利用者又はその団体から、あらかじめ意見を聴取するように努めねばならない。」とあるのに何故連盟と協議しなかったのか？と聞いたところ、「当時『全ダ連』に問い合わせたが返事がなかったのでダンス界として不満が無いと判断して文化庁に届け出たものである。」との説明であった。ところが、後で調べた結果、著作権協会の担当者が「全ダ連」を訪問した際に、「全ダ連」の小野寺専務理事が、はっきりと「この内容では同意できない」といったにも関わらず「著作権物使用料金規定一部変更理由書」（名古屋高裁提出、甲第９号証の３）の第 10 頁、関係使用者団体との協議に、「本変更案については、それぞれ次のとおり関係者団体との間で協議を行い合意を得ている事を申し添える。」と記されているのである。この辺りも「裁判」で教授所側は触れられなかったと思う。

その後、平成１４年８月頃から、数度に亘り連盟から協議の開始を求めたのにも、「連盟所属の全ての認定教室からの委任状の提出や、未契約教室からの過去の支払い料金取り立て又は肩代わりを連盟に求める等」無理難題で拒否し続けたのであった。

名古屋での裁判は、03 年名古屋地裁、04 年３月同高裁、同９月最高裁にて却下され、高裁での判決が確定、３年間は不法行為、７年間は「不当利得の返還金」となった。その闘い方は妥当なものであったのだろうか？

当時は既に「全ダ連」より財団の認定教室の方が数も多く、業界代表としては「当連盟」を選ぶべきであったと思うが、と言っても、担当者は知らなかった、と言うだけであった。恐らくは「連盟」に話せば愛知県の協会に筒抜けとなり、それを防いで一挙に裁判で片を付けようとの目論見があっての事であろう。この辺りも教授所側は裁判で使える要素であったと思われる。

また、弁護士が作戦・目論みを誤ったのか、高裁、最高裁と同じ法律論で当たったことも考えられない。最高裁は、法令の審査権のほか、上告および違憲を理由とする特別抗告事件についての裁判権を持つ最終審判裁判所であり、あくまで「違憲」であることを前面に出して闘うべきではなかったのではなかろうか。

何故、本部に相談が無かったのか？我々もこの判決が JASRAC との折衝で大きな障壁となったのである。自分達だけの問題と思ったのであろうか？

風適法の改正時と同様、憲法第 14 条の「全ての国民は、法の下に平等である。」との法律論によって、最高裁で闘って欲しかった。他のダンス…ジャズダンス、エアロビクス、バレエ、タップダンス、アルゼンチンタンゴ等、他

の全てのダンス教室からは著作権料は取らず、風適法の流れから把握し易く、取り易いところから、即ち、ダンススクールからのみ取るのは法の下に平等ではない事を表に出して闘争すべきで、最高裁で「門前払いされる様な事」は防げたであろう。「風適法の改正」の時と同じく、前面に出して欲しかった。

同じく、風適法改正の時と同様、国会議員（議員連盟）の先生方のお力を借りる努力、それには、連盟本部との共同戦線の構築が不可欠であった。

マスコミへの働きかけ、と海外事情の収集など、特に海外事情との格差等、文科省（文化庁）や国会議員の先生方も嫌がることを表に出すべきであった。

何故、自分達だけで闘争してきたのであろうか。誰が愛知のダンス教授所のリーダーだったのだろう。自分達の直接的な不利益に繋がる事であるのに！

最高裁で審議が始まる前に、マスコミを通して JASRAC の不条理な対応を喧伝し、吉田理事長始め常務理事 5～6 名の文科省の天下りを受け入れている音楽著作権協会により提出した使用料規定を、よく精査もせず、文化庁が認めたこと。ダンス界の代表者である連盟と協議もせずに決めた「使用料規定」は無効である、など闘い方は他に幾らでも有ったと思われる。

そう言っては悪いが、大変に面白い闘いになったと想像できるのである。

5. 本部の著作権協会との折衝

正直言って、愛知県問題が我々の活動にも大きな足かせとなった。

財団は、平成 11 年、風適法の改正により認定教室制度が発足した。参加した認定教室も 1373 軒となり、当時調査した全国の約 2500 軒の教授所の過半数を占めていて、文字通りダンス界を代表する団体となったのである。

その年の夏、8 月 27 日に私は JASRAC の本社を訊ねて、子供の学校教育で使用する音楽、その補助教材であるテープまたは D.V.D.によるレッスンを無料で配布する為の著作権料の優遇措置を頼みにいったのだが、演奏部の柏山部長、松本課長のお二人は「連盟の全部の教室の過去の清算を財団が取り纏めなければ協議に応じられない」と厳しい対応となってしまった。

連盟が著作権フリーC.D.曲を製作するのも「自己防衛」の一貫として、後で述べる様に、子供のダンスを育成させる為に（学校教育の一環として）、また、地方の「競技会」や公共施設を利用した「サークル活動」にも、これから著作権料の網を被せてくる方針を語った著作権協会と闘うためであった。

当然、著作権料を支払ってこなかったスクールは無論の事、現在規定通り支払っているスクールも、上司から今後、今迄の三倍の料金に値上げをする様に！との指示があったことを担当者が言われたのである。（３億円以上の！）

我々ダンス界の人間としては、どの様に対応するのがベストか、とのことを考えざるを得なくなった時であった。　　（音楽著作権協会 1. 終り）